

# 信州健康ゼロエネ住宅助成金交付要綱

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1 この要綱は、高い断熱性能を有し、地域の資源を活かした信州健康ゼロエネ住宅の普及を促進することにより、住宅分野の2050ゼロカーボンを実現するとともに、県民の健康増進、県産木材の利用拡大、豊かな住環境の維持向上を図るため、木造住宅の新築及び既存住宅のリフォーム工事に要する経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外皮平均熱貫流率 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「省エネ基準省令」という。）第1条第1項第2号イ（1）（i）に規定する外皮平均熱貫流率をいう。
- (2) 設計一次エネルギー消費量 省エネ基準省令第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。
- (3) 基準一次エネルギー消費量 省エネ基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準一次エネルギー消費量をいう。
- (4) 最低基準 省エネ基準省令に適合し、かつ、外皮平均熱貫流率及び設計一次エネルギー消費量について、最低基準の適合に必要なものとして知事が別に定める基準をいう。
- (5) 推奨基準 最低基準を強化するものとして、推奨基準の適合に必要なものとして知事が別に定める基準をいう。
- (6) 先導基準 推奨基準を強化するものとして、先導基準の適合に必要なものとして知事が別に定める基準をいう。
- (7) 県産木材 信州木材認証製品センターが定める信州木材製品認証基準に基づき認証を受けた木材及び知事が別に定める木材をいう。
- (8) 再生可能エネルギー設備等 化石燃料等（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品をいう。）以外のエネルギーを利用する設備のうち、知事が別に定める設備をいう。
- (9) 伝統技能 信州の景観に配慮し、住宅の長寿命化及び健康で快適な暮らしの実現に資する材料・施工方法のうち、知事が別に定める伝統技能をいう。
- (10) リフォーム工事 増築（既存の住宅部分の存しない箇所に住宅部分の床面積を増加する工事をいう。）、改築（既存の住宅部分の一部を取り壊し、当該住宅部分が存した箇所に住宅部分を改めて建築する工事をいう。）、修繕、模様替えその

他の住宅の機能を回復又は向上させる工事をいう。

(11) 中間時現場審査 屋根工事、断熱工事及び気密工事が概ね完了し、かつ、造作工事、内外装工事等により断熱工事及び気密工事に係る部分が覆われる前に行う現場審査をいう。

(12) 完了時現場審査 すべての工事が完了したときに行う現場審査をいう。

## 第2章 新築タイプ

(助成対象者)

第3 助成金の交付の対象となる者は、別表第1に掲げる基本項目のすべてに適合する住宅を自ら居住するために県内において新築する者とする。ただし、国、県及び市町村が実施する他の補助金等（知事が別に定める補助金等を除く。）を受ける者を除く。

(助成金の額)

第4 助成金の額は、基本額を500,000円とする。ただし、助成対象住宅が別表第1に掲げる選択項目に該当する項目に応じて、同表に掲げる額を加算できるものとし、助成金額の上限を1,500,000円とする。なお、基本項目の基準9のただし書きに該当する場合、基本額を400,000円、助成金額の上限を800,000円とする。

(交付の申請)

第5 規則第3条に規定する申請書は、信州健康ゼロエネ住宅助成金交付申請書（以下、第2章において「交付申請書」という。）（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、別表第2のとおりとする。

3 交付申請書の提出時期は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるとおりとし、かつ、中間時現場審査の実施を希望する日の14日前までとする。

(1) 交付申請日の属する年度の3月31日までに事業が完了するもの（交付申請日の属する年度の4月15日から2月15日まで）

(2) 交付申請日の属する年度の翌年度の4月1日から3月31日までに事業が完了するもの（交付申請日の属する年度の11月1日から3月15日まで）

(交付の決定)

第6 知事は、助成金の交付の申請があつたときは、書類審査及び中間時現場審査により助成金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定をする。

(助成金交付の条件)

第7 次の各号に掲げる事項は、助成金の交付の条件とする。

(1) 助成金の額が変更となる設計変更をしようとするときは、速やかに知事に申請して、その承認を受けること。

(2) 事業完了予定日の属する年度の3月31日までに事業が完了しないことが明ら

かになったときは、速やかに知事に取下げの申出をすること。

(3) 補助事業の遂行状況について知事から報告を求められたときは、速やかに報告をすること。

2 知事は、前項に掲げるもののほか、助成金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することがある。

(変更承認の申請)

第8 第7第1項第1号の規定による変更承認の申請は、信州健康ゼロエネ住宅助成金変更承認申請書(様式第2号)に関係書類を添えて行うものとする。

2 前項に規定する関係書類は、第5第2項に定める交付の申請の関係書類のうち、変更に係る書類とする。

(取下げの申出)

第9 第7第1項第2号の規定による取下げの申出は、信州健康ゼロエネ住宅助成金取下申出書(様式第3号)により行うものとする。

(実績報告)

第10 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は、信州健康ゼロエネ住宅助成金実績報告書(様式第4号)によるものとする。

2 規則第12条第1項前段に規定する関係書類は、別表第3のとおりとする。

3 規則第12条第1項後段の規定による実績報告書は、信州健康ゼロエネ住宅助成金年度終了実績報告書(様式第6号)によるものとする。

4 規則第12条第1項に規定する補助事業が完了したときとは、助成対象住宅を新築する工事が完了し、かつ、補助事業者が当該住宅の所在地に住所を変更したときとする。

5 第1項の規定による実績報告書の提出時期は、事業完了日の属する年度の3月31日までとする。

(完了時現場審査の事前実施)

第11 補助事業者は、実績報告書の提出に先立って完了時現場審査を受けようとするときは、信州健康ゼロエネ住宅助成金完了時現場審査事前実施依頼書(様式第7号)を知事に提出するものとする。

(額の確定)

第12 知事は、実績報告があったときは、書類審査及び完了時現場審査により、交付すべき助成金の額を確定する。

(助成金の交付請求)

第13 補助事業者が助成金の交付を請求しようとするときは、助成金の額の確定後、信州健康ゼロエネ住宅助成金交付請求書(様式第8号)を知事に提出するものとする。

る。

### 第3章 リフォームタイプ

#### (助成対象者)

第14 助成金の交付の対象となる者は、県内の住宅のリフォーム工事を行う者で、県内に居住する者又は移住者とする。ただし、国、県及び市町村が実施する他の補助金等（知事が別に定める補助金等を除く。）を受ける者を除く。

#### (助成対象住宅)

第15 助成金の交付の対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 県内に所在する住宅（店舗等の用途を兼ねるもので、店舗等の用途に供する部分の床面積の合計が当該住宅の床面積の合計の2分の1未満のものを含む。）
- (2) 助成対象者が自ら居住する住宅
- (3) リフォーム工事にあたって、再生可能エネルギー設備等の導入について、検討を行ったものであること

#### (助成対象工事)

第16 助成金の交付の対象となる工事は、県内に主たる事務所を置く者が施工する、別表第4に掲げるリフォーム工事とし、次の各号いずれかに該当するものを必須とする。

(1) 部分改修 次のア又はイのいずれかに該当するもの。

ア 以下に掲げる室のいずれかにおいて、外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏その他これらに類する建築物の部分を用いる。以下同じ。）に接する壁、床、天井又は屋根の見付面積10平方メートル以上の部分の断熱性能を向上させ、かつ、外気等に接するすべての建具（断熱性能が確保されているものを除く。）の断熱性能を向上させるもの。

(ア) 浴室及び脱衣室

(イ) 寝室（居住する者のいずれかが日常的に就寝の用に供する室を用いる。）

イ 住宅の用途に供する部分の外気等に接するすべての窓の断熱性能を向上させるもの。

(2) 大規模改修

外皮平均熱貫流率及び設計一次エネルギー消費量を最低基準に適合させるもの。

#### (助成金の額)

第17 助成金の額は、リフォーム工事のうち、別表第4の対象工事にかかる工事費の5分の1の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、別表第4に掲げる額を合計した額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を限度とし、かつ、助成金の上限は下

表のとおりとする。

区分	助成金額の上限
部分改修	500,000 円
大規模改修	1,000,000 円

(交付の申請)

第 18 規則第 3 条に規定する申請書は、信州健康ゼロエネ住宅助成金交付申請書（以下、第 3 章において「交付申請書」という。）（様式第 9 号）によるものとする。

2 規則第 3 条に規定する関係書類は、別表第 5 のとおりとする。

3 交付申請書の提出時期は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところとし、かつ、工事着手日の 14 日前とする。

(1) 交付申請日の属する年度の 3 月 31 日までに事業が完了するもの（交付申請日の属する年度の 4 月 15 日から 2 月 15 日まで）

(2) 交付申請日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までに事業が完了するもの（交付申請日の属する年度の 12 月 1 日から 3 月 15 日まで）

(助成金交付の条件)

第 19 次の各号に掲げる事項は、助成金の交付の条件とする。

(1) 工事内容等に変更が生じ助成金の額が変更となるときは、速やかに知事に申請して、その承認を受けること。

(2) 事業完了予定日の属する年度の 3 月 31 日までに事業が完了しないことが明らかになったときは、速やかに知事に取下げの申出をすること。

(3) 補助事業の遂行状況について知事から報告を求められたときは、速やかに報告をすること。

2 知事は、前項に掲げるもののほか、助成金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することがある。

(変更の承認申請)

第 20 第 19 第 1 項第 1 号の規定による変更承認の申請は、信州健康ゼロエネ住宅助成金変更承認申請書（様式第 10 号）に關係書類を添えて行うものとする。

2 前項に規定する関係書類は、第 18 第 2 項に定める交付の申請の關係書類のうち、変更に係る書類とする。

(取下げの申出)

第 21 第 19 第 1 項第 2 号の規定による取下げの申出は、信州健康ゼロエネ住宅助成金取下申出書（様式第 3 号）により行うものとする。

(実績報告)

第 22 規則第 12 条第 1 項前段に規定する実績報告書は、信州健康ゼロエネ住宅助成金実績報告書（様式第 11 号）によるものとする。

- 2 規則第 12 条第 1 項前段に規定する関係書類は、別表第 6 のとおりとする。
- 3 規則第 12 条第 1 項後段の規定による実績報告書は、信州健康ゼロエネ住宅助成金年度終了実績報告書（様式第 6 号）によるものとする。
- 4 第 1 項の規定による実績報告書の提出時期は、事業完了日の属する年度の 3 月 31 日までとする。

（額の確定）

第 23 知事は、実績報告があったときは、書類審査及び必要に応じて実施する現場審査により、交付すべき助成金の額を確定する。

（助成金の交付請求）

第 24 補助事業者が助成金の交付を請求しようとするときは、助成金の額の確定後、信州健康ゼロエネ住宅助成金交付請求書（様式第 8 号）を知事に提出するものとする。

#### 第 4 章 雑則

（書類の提出）

第 25 規則及びこの要綱により知事に提出する書類の提出部数は正副 2 部とし、所轄建設事務所に提出するものとする。

（補則）

第 26 この要綱に定めるもののほか、助成金に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 15 日から適用する。
- 2 第 5 第 3 項第 1 号及び第 18 第 3 項第 1 号の規定の適用については、令和 4 年度に限り、「4 月 15 日」とあるのは、「5 月 16 日」とする。

(別表第1)(第3、第4関係)

	基準	加算できる額
基本 項目	<p>1 一戸建ての木造住宅（店舗等の用途を兼ねるもので店舗等の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）であること。</p> <p>2 住宅の用途に供する部分の床面積の合計が75平方メートル以上280平方メートル以下であること。</p> <p>3 県内に主たる事務所を置く者が工事を請け負ったものであること。</p> <p>4 一般向けの住宅見学会を実施したものであること。</p> <p>5 住宅の用途に供する部分が最低基準に適合していること。</p> <p>6 建築用材として県産木材を3立方メートル以上又は仕上げ材として30平方メートル以上使用していること。</p> <p>7 建築基準法施行令第46条第4項に適合していること。 この場合において、同項中「次の表二に掲げる数値（略）を乗じて得た数値」とあるのは、「次の表二に掲げる数値（略）に更に1.25を乗じて得た数値」と、「次の表三に掲げる数値を乗じて得た数値」とあるのは「次の表三に掲げる数値に更に1.25を乗じて得た数値」とする。 また、平成12年建設省告示第1352号中、「必要壁量」とあるのは、「必要壁量に1.25を乗じて得た数値」とする。</p> <p>8 建築基準法第39条第1項の規定により指定された災害危険区域及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域内に建築しないこと。</p> <p>9 再生可能エネルギー設備等（要領第4(1)から(4)のいずれかに該当するものに限る。）を設置していること。 （ただし、知事が別に定める地域条件等により設置が難しい場合を除く。）</p>	
選択 項目	① 住宅の用途に供する部分が以下のいずれかの基準に適合していること。 推奨基準 先導基準	200,000円 400,000円
	② 建築用材として、県産木材を延べ面積1平方メートルあたり以下のいずれかの量を使用していること。 0.12立方メートル以上0.16立方メートル未満 0.16立方メートル以上	100,000円 200,000円
	③ 伝統技能のうち、いずれか2つ以上を活用しているこ	100,000円

	と。	
④	再生可能エネルギー設備等（要領第4(5)、(6)のいずれかに該当するものに限る。）を導入したものであること。	100,000円
⑤	知事が定めるゼロエネルギーを達成していること。	200,000円

(別表第2)(第5関係)

交付の申請の関係書類	
建築工事請負契約書の写し	
設計図書 (付近見取図、配置図、仕様書、仕上表、各階平面図及び二面以上の立面図のほか、最低基準に適合していることを示す断面図、詳細図、機器表等を基本とする。)	
各基準(最低基準、推奨基準、先導基準、ゼロエネルギーの達成)に適合していることを示す計算書(選択項目①、⑤を適用する場合を含む) (外皮性能計算書及び一次エネルギー計算書(国立研究開発法人 建築研究所が公開する住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム等を使って算出した年間の一次エネルギー消費量の計算結果票の写しを基本とする)。ただし、BELS等、第三者認証を受けた評価書の写しを添付する場合は省略することができる。)	

(備考) 適用する基準に応じて、当該各欄に掲げる関係書類を添付すること。

(別表第3)(第10関係)

実績報告の関係書類	
信州健康ゼロエネ住宅助成金住宅見学会実施結果報告書(様式第5号)	
住民票の写し(発行後3ヶ月以内のものとし、補助事業者が助成対象住宅に居住していることが確認できるものに限る。)	
信州木材認証製品出荷証明書又は県産木材であることを確認するものとして知事が別に定めるものの写し	
工事監理報告書の写し	
完成した住宅の写真(外観及び内観とする。)	
導入した設備機器の納品書の写し(完了時現場審査において現場で確認できるものを除く。)	

(備考) 適用する基準に応じて、当該各欄に掲げる関係書類を添付すること。

(別表第4)(第17関係)

区分	対象工事	助成金額
①	外気等に接する壁、床、天井又は屋根の断熱性能を向上させる工事	対象見付面積に1平方メートル当たり2,000円を乗じて得た額
②	外気等に接する建具の断熱性能を	対象箇所数に1箇所当たり



	向上させる工事	15,000円を乗じて得た額
③	床の段差を解消する工事	対象箇所数に1箇所当たり2,000円を乗じて得た額
④	出入口の幅を拡張する工事	対象箇所数に1箇所当たり10,000円を乗じて得た額
⑤	和式便器を洋式便器に取り替える工事	対象箇所数に1箇所当たり50,000円を乗じて得た額
⑥	便所又は浴室を拡大し十分な面積を確保する工事	対象箇所数に1箇所当たり50,000円を乗じて得た額
⑦	ア 県産木材（仕上げ用板材又は合板）を使用する工事	県産木材使用量に1平方メートル当たり2,000円を乗じて得た額
	イ 県産木材（仕上げ用板材又は合板以外の材）を使用する工事	県産木材使用量に1立方メートル当たり5,000円を乗じて得た額
⑧	再生可能エネルギー設備等（知事が別に定めるもののうち、要領第4(2)から(5)に該当する設備に限る。）を導入する工事	100,000円
⑨	伝統技能のうち、いずれか2つを活用する工事	100,000円

(別表第5) (第18関係)

交付の申請の関係書類	
付近見取図及び工事内容が確認できる図面、仕様書、計算書等	
工事見積書の写し	
工事箇所ごとの工事着手前の写真	

(備考) 適用する基準に応じて、当該各欄に掲げる関係書類を添付すること。

(別表第6) (第22関係)

実績報告の関係書類	
住民票の写し（発行後3ヶ月以内のものとし、補助事業者が助成対象住宅に居住していることが確認できるものに限る。）	
工事請負契約書又は工事注文請書の写し	
領収書、金融機関振込依頼書その他の代金支払いを証する書類の写し	
工事箇所ごとの工事完了後の写真	
工事箇所のうち工事完了後に隠蔽されている部分の工事内容が確認できる工事中の写真又は出荷証明書若しくは納品書の写し	
信州木材認証製品出荷証明書又は県産木材であることを確認するものとして知事が別に定めるものの写し（別表第4⑦を適用する場合に限る。）	
導入した設備機器の納品書の写し（完了時現場審査において現場で確認できるものを除く。）	

(備考) 適用する基準に応じて、当該各欄に掲げる関係書類を添付すること。